

静岡県公立大学法人任期付教員の再任に関する規程

平成 20 年 12 月 18 日 規程第 142 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県公立大学法人教員の任期等に関する規程が適用される教員（以下「任期付教員」という。）の再任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任希望の有無の届)

第 2 条 任期付教員は、任期満了日の 9 ヶ月前までに、任期付教員再任希望届（様式第 1 号）により、再任希望の有無を学長に届け出るものとする。

(業績審査)

第 3 条 学長は、前条に基づく再任希望の届けがあったときは、理事長に報告するとともに、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 1 条に規定する教員人事委員会（以下「教員人事委員会」という。）に再任希望者の業績等の審査を指示する。

2 前項の業績等の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 教育活動に関する事項
- (2) 研究活動に関する事項
- (3) 社会貢献等の活動に関する事項
- (4) 大学運営等への寄与に関する事項

3 教員人事委員会は、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 10 条に規定する資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を設置し、再任希望者の教育・研究等の業績の審査を指示する。

4 資格審査委員会は、再任希望者のこれまでの教育・研究等の業績を審査し、教員人事委員会へ審査結果を報告する。

5 教員人事委員会は、前項の審査結果に加え、必要に応じて面接を行うなど、総合的視点から業績等の審査を行い、また役員会に意見を求め、再任の可否の意見を附して、学長へ報告する。

(再任の可否の決定)

第 4 条 学長は、前条第 5 項の報告を受け、また役員会の意見を参考として、再任の可否を決定し、理事長に対し、再任の申出又は再任しないこととした報告を行う。

(審査結果の通知)

第 5 条 学長は、原則として任期満了日の 6 ヶ月前までに、再任審査結果通知書（様式第 2 号）により再任希望者に審査結果を通知する。

(再任の任命)

第 6 条 理事長は、学長から第 4 条の再任の申出があった場合には、地方独立行政法人法第 73 条に基づき、当該教員を再任する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 18 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

任期付教員再任希望届

年 月 日

学 長 様

所属・職

氏 名

印

静岡県公立大学法人任期付教員の再任に関する規程第2条に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 現在の任期	年 月 日 ～ 年 月 日 (年)
2 再任希望の有 無	a. 再任を希望する b. 再任を希望しない (いずれかに○を付すこと。aに○を付した場合は、3以下を記入すること)
3 再任を希望する理由	
4 在職期間中における業績	
5 在職期間中における賞罰	
6 その他特記事項	

様式第2号（第7条関係）

再任審査結果通知書

年 月 日

様

学 長

再任希望教員の再任審査結果について、下記のとおり通知します。

記

審査結果	
------	--